

相 談 日 程 の ご 案 内

2025年度～

相談名・内容・申込方法・実施日			お問合せ 相談場所 電話番号	中 央 区 役 所 中央区中央4-5-1 きぼーる1 1 階 221-2106	花 見 川 区 役 所 花見川区瑞穂1-1 275-6213	稲 毛 区 役 所 稲毛区穴川4-12-1 284-6106	若 葉 区 役 所 若葉区桜木北2-1-1 233-8123	緑 区 役 所 緑区おゆみ野3-15-3 292-8106	美 浜 区 役 所 美浜区真砂5-15-1 270-3123
く ら し 相 談 （ 電 話 ・ 面 談 ）	日常生活上での心配ごとや 悩みごとの相談	事前申込 不要		月～金曜日 9時～16時 （木曜日は～1 5時）	月～金曜日 9時～16時 （金曜日は～1 5時）	月～金曜日 9時～16時 （金曜日は～1 5時）	月～金曜日 9時～16時 （金曜日は～1 5時）	月～金曜日 9時～16時 （金曜日は～1 5時）	月～金曜日 9時～16時 （火曜日は～1 5時）
交 通 事 故 相 談 （ 電 話 ・ 面 談 ）	示談の進め方、損害賠償など 事故に伴う諸問題			毎週火・金曜日 9時～16時 （火曜日は～1 5時）	毎週金曜日 9時～16時	毎週水曜日 9時～16時	毎週月・木曜日 9時～16時	毎週火・木曜日 9時～16時 （木曜日は～1 5時）	毎週月・水曜日 9時～16時
法 律 相 談 （ 面 談 の み ）	日常生活での法律相談（金 銭貸借・相続・離婚など） （裁判所で訴訟・調停中の ものは不可） 相談時間：3 0分	事前申込（抽選）制 電話または電子申請にて 相談日の2週間前から 1週間前の17時まで 申込受付（定員6名）		毎週木曜日 及び 第4月曜日 13時～16時	毎週月曜日 及び 第4水曜日 13時～16時	毎週金曜日 及び 第4火曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第4金曜日 13時～16時	毎週水曜日 及び 第4月曜日 13時～16時	毎週火曜日 及び 第4木曜日 13時～16時
住 宅 相 談 （ 面 談 の み ）	不動産売買・借地・宅地・建 物など不動産に関する諸問 題 相談時間：3 0分	電話予約（先着8名） 相談日の2週間前 （祝日の場合は翌開庁日） 9時から受付		毎月第3月曜日 10時～15時	毎月第3水曜日 10時～15時	毎月第3火曜日 10時～15時	毎月第3金曜日 10時～15時	毎月第3月曜日 10時～15時	毎月第3木曜日 10時～15時
行 政 相 談 （ 電 話 ・ 面 談 ）	行政活動全般に及ぶ相談 （国、県、独立行政法人等 への要望・意見）	事前申込 不要		毎月第1月曜日 9時～12時	毎月第1火曜日 9時～12時	毎月第1火曜日 9時～12時	毎月第1金曜日 9時～12時	毎月第1月曜日 9時～12時	毎月第1木曜日 9時～12時

千葉市役所で実施している相談					
相談名	内 容	申込方法	実施日	相談場所	お問合せ
特 設 法 律 相 談 （ 面 談 の み ）	日常生活での法律相談（金 銭貸借・相続・離婚など） （裁判所で訴訟・調停中の ものは不可） 相談時間：3 0分	事前申込（抽選）制 電話または電子申請にて 相談月の初日から相談日の 9日前の17時まで申込 受付（定員1 2名）	原則 毎月第4土曜日 13時～16時	中央区千葉港1-1 千葉市役所1 階	千葉市役所 広報広聴課 245-5609
くらしとすまいの 特 設 相 談 （ 面 談 の み ）	相続・遺言、登記、税、不 動産取引、建築・リフォー ム、土地の境界等の相談 相談時間：3 0分	電話予約 （各相談先着8名） 月初め開庁日 9時から受付	原則 毎月第2水曜日 10時～15時		

- 相談はすべて無料です。
- 対象者は千葉市在住・在勤・在学の方です。
- お住まいの区以外で実施する相談もご利用できます。
- 予約は、相談を希望する相談場所へ直接電話してください。
- 日程の変更やお休みの場合があります。
事前申込不要の相談（くらし相談・交通事故相談・行政相談）
をご希望の方は、あらかじめお問い合わせください。
- 12時から13時まではお昼休みとなります。